

Ⅱ 調査結果の概要

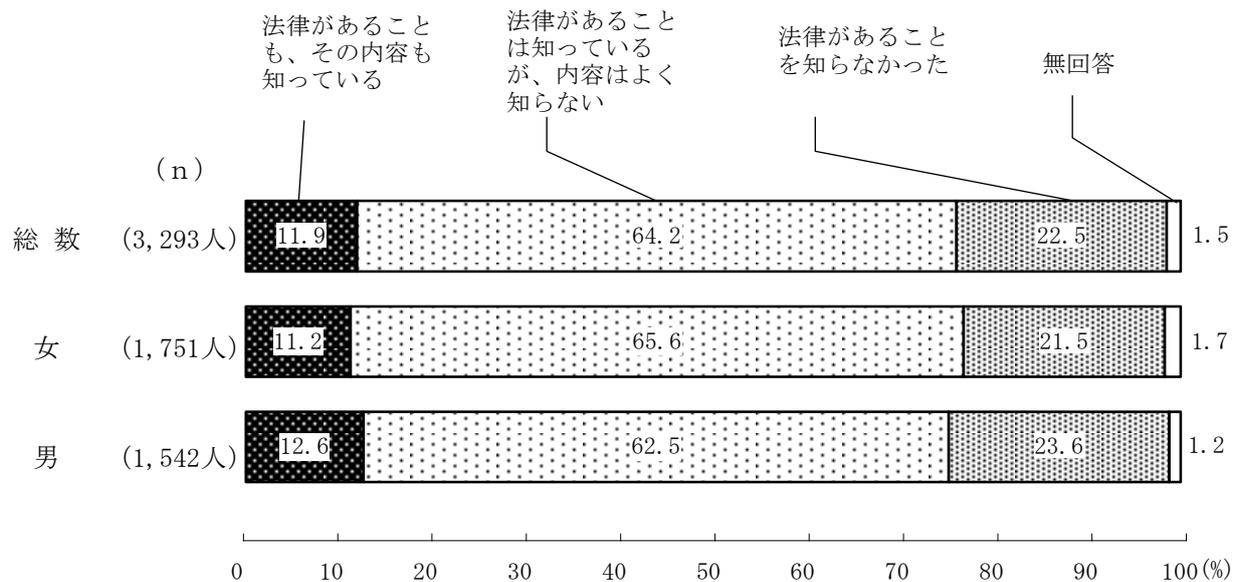
1 配偶者暴力防止法についての認知

(1) 配偶者暴力防止法の認知度

「配偶者暴力防止法」について知っているか聞いたところ、「法律があることも、その内容も知っている」が 11.9%、「法律があることは知っているが、内容はよく知らない」が 64.2%で、これらを合わせると 7 割を超えている。(図 1-1-1)

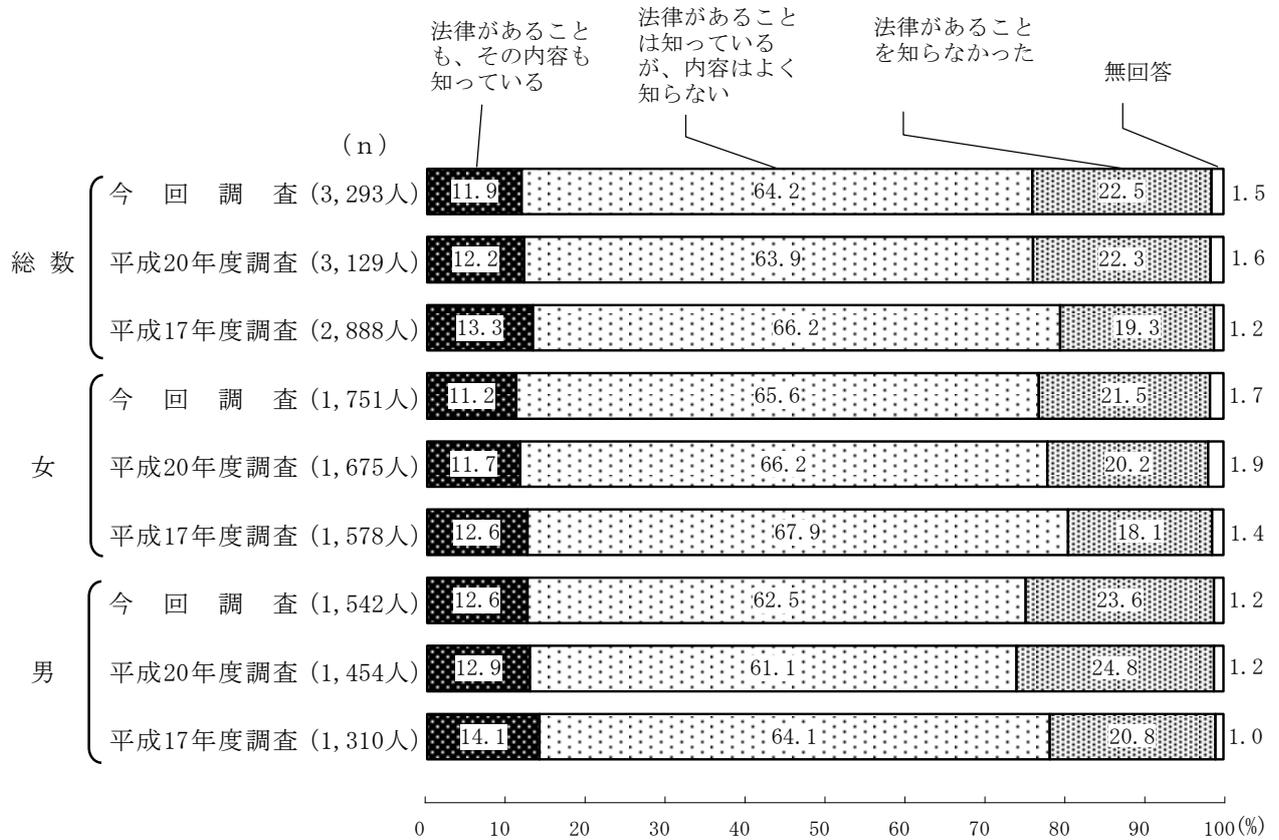
問 1 あなたは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（配偶者暴力防止法）」を知っていますか。あてはまる番号 1 つに○をつけてください。
 (○は 1 つ)
 (この法律は、配偶者からの暴力に関する相談などの体制を整備することにより、配偶者からの暴力を防止し、被害者の保護を図るものです。)

図 1-1-1 配偶者暴力防止法の認知度



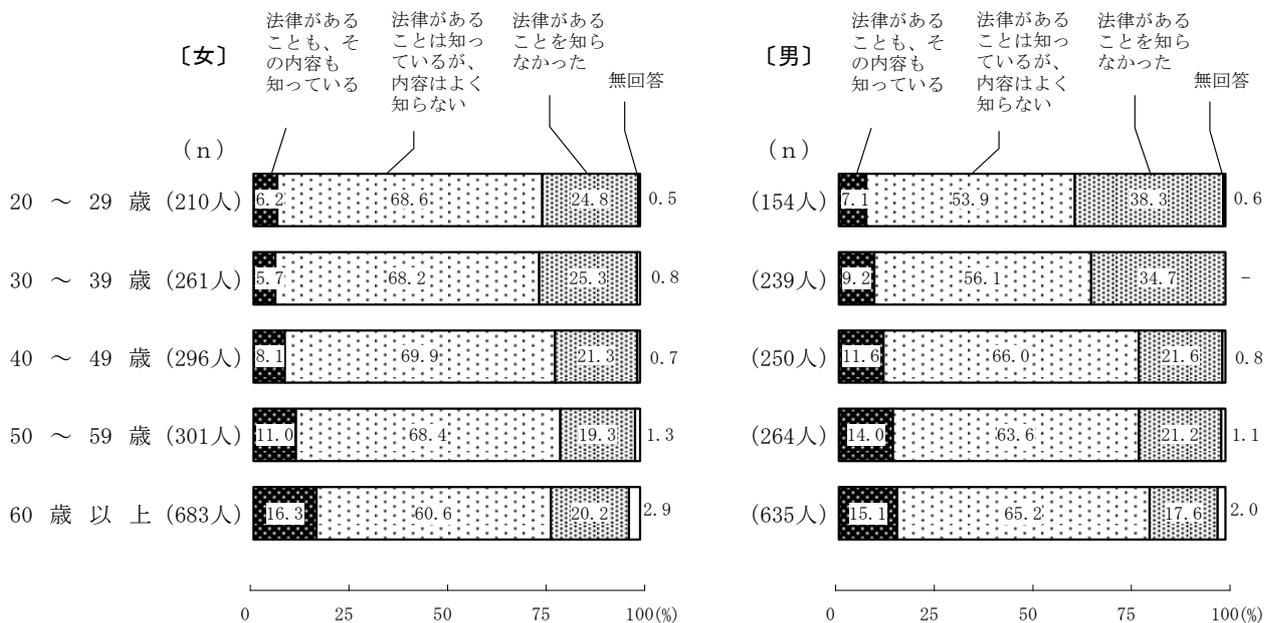
時系列比較でみると、認知度に大きな変化はみられない。(図 1-1-2)

図 1-1-2 配偶者暴力防止法の認知度 — 時系列比較



性・年齢階級別にみると、「法律があることも、その内容も知っている」は、男女とも年齢階級が高くなるほど多くなっている。(図 1-1-3)

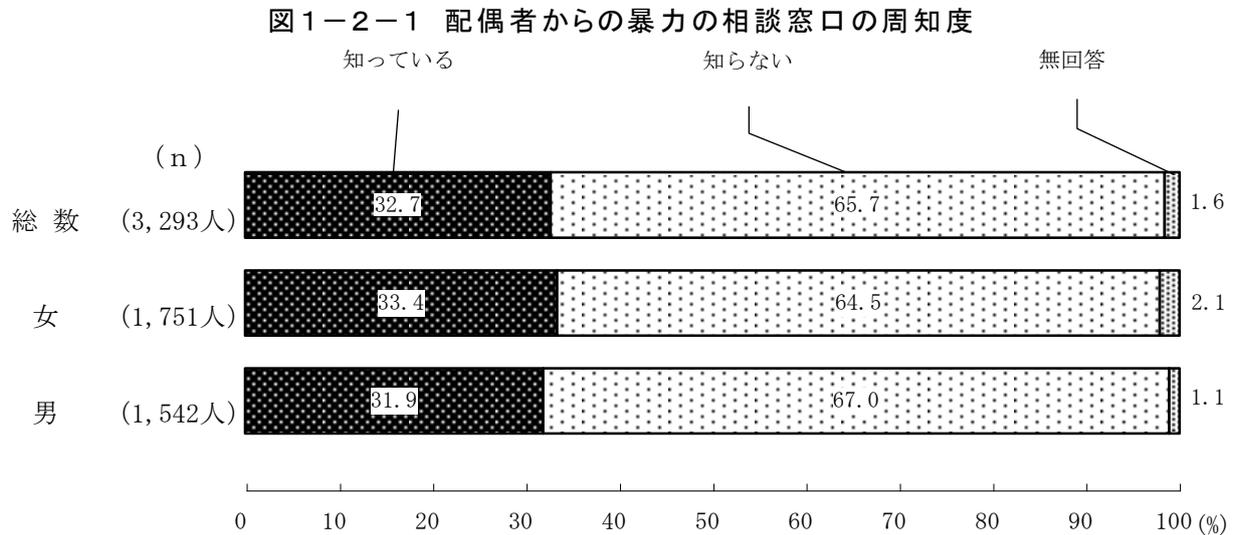
図 1-1-3 配偶者暴力防止法の認知度(性・年齢階級別)



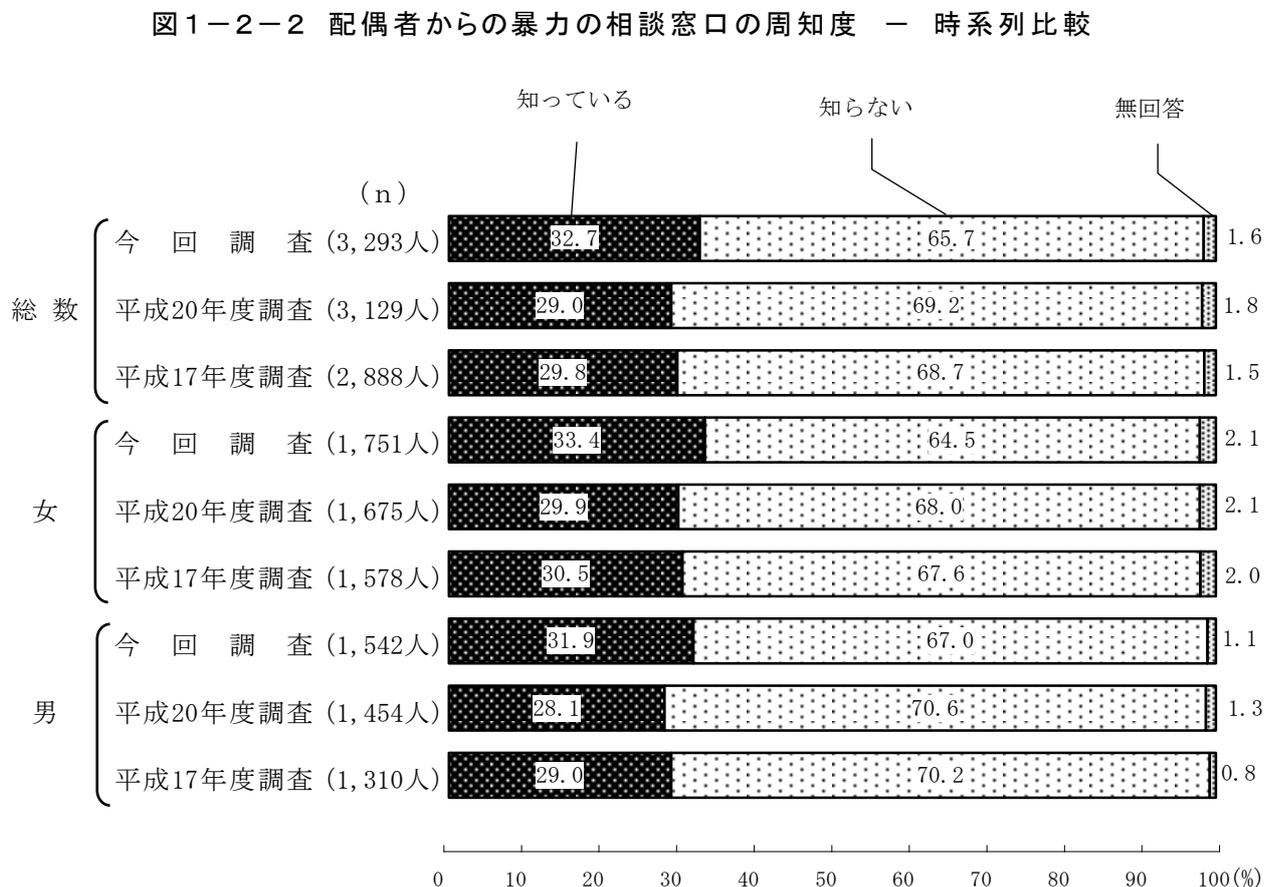
(2) 相談窓口の周知度

配偶者からの暴力について相談できる窓口を「知っている」は32.7%で、「知らない」は65.7%となっている。(図1-2-1)

問2 あなたは、配偶者からの暴力について相談できる窓口を知っていますか。
あてはまる番号1つに○をつけてください。(○は1つ)



時系列比較でみると、平成20年度調査より周知度がやや高くなっている。(図1-2-2)



性・年齢階級別にみると、女性はいずれの年齢階級でも、配偶者からの暴力について相談できる窓口を「知っている」が3割を超えている。一方、男性では、20～29歳で18.2%と他の年齢階級よりも周知度が低くなっている。(図1-2-3)

図1-2-3 配偶者からの暴力の相談窓口の周知度(性・年齢階級別)

